

## 患者のみなさま、ご家族のみなさまへ ～身体的拘束ゼロを目指して～

私たちは、身体的拘束が高齢者の尊厳を傷つけ、身体機能の低下をもたらす危険性があることを深く認識し、全てのひとの人格が尊重された患者さま本位の良いケアを実現する為、身体的拘束ゼロに向けて全力で取り組んでいます。

### 身体的拘束の対象となる具体的な行為

- ① 徘徊しないように、車いす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ② 転倒しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③ 自分で降りられないように、ベッドを柵(サイドレール)で囲む。
- ④ 点滴・経管栄養・透析回路等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤ 点滴・経管栄養・透析回路等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、指先の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥ 車いすからずり落ちたり、立ち上がったたりしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
- ⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。
- ⑧ 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。
- ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩ 行動を落ち着かせるために、抗精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪ 自分の意志で開けることのできない居室等に隔離する。



### 「緊急やむを得ない場合」とは

「緊急やむを得ない場合」とは、①患者さま本人または他の患者さまの生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと(切迫性)、②身体的拘束その他の行動制限を行う以外に代替するケア方法がないこと(非代替性)、③身体的拘束その他の行動制限が一時的なものであること(一時性)、以上三つの要件を満たす状態であることに加え、かつ、病院全体として判断ができるルールや手続きが定められていること、患者さまやご家族説明の上理解を得ていること、「緊急やむを得ない場合」に該当するかどうかを常に観察・検討することが求められています。

また、身体的拘束の態様及び時間、患者さまの心身の状況及び緊急やむを得なかった理由を記録することが義務づけられています。

### 身体的拘束ゼロを目指して

身体的拘束は、高齢者に不安や怒り、屈辱、あきらめといった大きな精神的苦痛を与えるとともに、関節の拘縮や筋肉の低下など高齢者の身体的な機能を奪ってしまう危険性があります。また、拘束されている患者さまをみたご家族にも混乱や苦痛、後悔を与えます。患者さまご本人やご家族から「ベッドから転落が心配なのでベッド柵をつけてほしい」「転倒などによる事故が心配なので行動を制限してほしい」といったご希望が出される場合がありますが、当院では、身体的拘束を行うことなく患者さまみなさまに生き生きと生活を送っていただけるよう、多くのスタッフが知恵をしぼって、ケア・看護上のいろいろな工夫をして、身体的拘束の廃止に取り組んでいます。

身体的拘束廃止の取組について、患者のみなさま、ご家族のみなさまのご理解とご協力をよろしく願いいたします。